

令和7年度鳥取県国民健康保険団体連合会  
広報業務仕様書

鳥取県国民健康保険団体連合会

(目次)

1	業務名	2
2	目的	2
3	業務の期間	2
4	委託上限額	2
5	業務の内容	2
(1)	県民が実際に行動することへの動機づけを行う広報	2
(3)	(1)、(2)に関連した情報発信	3
(4)	効果検証	3
(5)	提案による独自取組	3
6	業務実施に係る留意点	3
(1)	業務全体に係る留意点	3
(2)	情報発信の時期・方法に係る留意点	3
(3)	広報素材の提供	3
7	納入成果物	3
8	契約に関する事項	4
(1)	契約の締結	4
(2)	再委託の禁止	4
(3)	契約保証金	4
9	支払に関する事項	4
10	その他	4
(1)	暴力団の排除	4
(2)	個人情報の取扱いなど	4

## 1 業務名

令和7年度鳥取県国民健康保険団体連合会広報業務

## 2 目的

鳥取県国民健康保険団体連合会（以下「本会」という。）は、地方自治体の医療・保健・介護・福祉の業務支援を専門的、総合的に行う機関として、様々な広報を行っている。

本業務においては、県民の健康づくり（健康寿命・平均自立期間の延伸）などの目的を達成するために、専門的知見及び業務遂行能力を有する者に、広報業務を委託するものである。

## 3 業務の期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

## 4 委託上限額

3,300,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

## 5 業務の内容

委託業務の内容は、次の基本方針のもと、次の各項目の内容を含んだものとする。

### 基本方針 県民に働きかける広報

#### (1) 県民が実際に行動することへの動機づけを行う広報

県民が楽しんで健康づくりを行えるようなイベントを主催するなど、県民に行動する機会を設けるとともに、次に掲げるような健康づくりにつながる項目の実施（達成）に対して、インセンティブを付与する仕組みを構築、運営する。

<健康づくりにつながる項目の例>

- ・提案者が実施する健康づくり広報（イベント等も含む。）への参加
- ・県内国保の特定健診受診、後期高齢者医療の高齢者健診の受診
- ・とっとり健康+プラスの登録
- ・本会の実施する「とっとり健康増進フォーラム」の参加
- ・けんこうのびのびフォト川柳コンテスト（仮）への応募
- ・市町村等の実施する健康づくりイベントの参加 など
- ・提案者が実施する健康づくり広報（イベント等も含む。）への参加 など

※詳細は本会が想定している内容については、「参考資料1」を参照のこと。

#### (2) 県民の興味を引き、能動的に動くきっかけになる広報

県民の興味を引きやすいインフルエンサーを担ぎ、健康づくりにつながる広報を行う。採用するメディア（手法）は、提案者で提案すること。ただし、(1)と連動した広報とすること。

<想定するメディア（手法）の例示>

テレビ、ラジオ、新聞、動画サイト、SNS、講演会、イベント など

<想定するインフルエンサーの説明>

鳥取県民が強く親近感や、共感を抱きやすい者（鳥取市出身者、現在鳥取で活躍している者など）  
※鳥取に関連するキャラクターや、鳥取出身イラストレーターによるイラストなどでも可能。

<想定する健康づくりの内容>

フレイル予防、認知症予防などによる介護予防

特定健診やがん検診、健（検）診後精密検査の受診啓発 など

### (3) (1)、(2)に関連した情報発信

多岐にわたるツールを活用し、(1)、(2)について積極的に情報発信すること。

(例：受託者の管理するWebページやSNSアカウント、メルマガなどでの情報発信。)

### (4) 効果検証

県民への効果的なアプローチとするため本業務の効果を検証し、実効的な情報発信の手段・方法などの見直しを行うこと。

### (5) 提案による独自取組

上記のほか、本業務の目的を達成するための情報発信などの独自取組については実施を妨げない。

## 6 業務実施に係る留意点

### (1) 業務全体に係る留意点

効果的な企画・情報発信を行うこと。

単一のメディアのみに限定するのではなく、複数のメディアを活用して情報発信を行うこと。

「5」記載の各業務に対し単発での情報発信とせず、本業務全体で一体感のある打出しとすること。

※必要に応じ、鳥取県国民健康保険マスコットキャラクター「けんぞうくん」（右図）を活用、本会ホームページ（[kokuhoren@tottori.kokuhoren.jp](mailto:kokuhoren@tottori.kokuhoren.jp)）、本会Xアカウント（@torikokuhoren）と連携すること



### (2) 情報発信の時期・方法に係る留意点

情報発信にあたっては、時勢を捉えた内容、タイミングで実施すること。

### (3) 広報素材の提供

本会の実施している「けんこうのびのびフォト川柳コンテスト」の受賞作品など、本会が権利を有する素材は使用することが可能であるため、必要に応じて活用すること。

## 7 納入成果物

業務の完了を証するものとして、下表1に記載する成果物などを提出すること。

(表1：成果物一覧)

No.	成果物
1	情報発信の結果が分かる資料（㊟テレビCMなどによる情報発信の場合は、放送スケジュールなど）
2	実際の広報物など（㊟ポスター、テレビ番組動画）
3	情報発信の実施結果に関する報告書
4	効果検証の結果に関する報告書

※その他、提案業務の実施にあたり、必要な納入物を提出すること。

## 8 契約に関する事項

### (1) 契約の締結

「令和7年度鳥取県国民健康保険団体連合会広報業務に係るプロポーザル選考実施要領」に記載した「企画提案書」の評価の結果、最優秀提案者として選出された者を契約予定者とし、「企画提案書」の趣旨を逸脱しない範囲で内容の変更など契約締結に係る協議を行ったうえで、契約を締結する。

協議が不調のときは、評価結果が上位の者から順に契約締結に係る協議を行う。

### (2) 再委託の禁止

本業務の受託者が再委託をする場合は、再委託先の名称、住所、その他本会が要求する資料を添え、事前に本会の承認を得なくてはならない。

### (3) 契約保証金

契約保証金は免除する。

## 9 支払に関する事項

業務完了後の出来高払いを基本とし、本会による検収完了後、10日を締切に受託者が請求を行った場合、原則、当月末日までに金融機関口座への振込の方法で受託者に支払うものとする。

なお、受託者が部分払いを希望する場合、該当する業務の完了を証する成果物を本会に納入し、本会の検査に合格したことをもって、該当業務に係る請求及び支払に応じるものとする。

## 10 その他

### (1) 暴力団の排除

本業務の受託者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員の統制の下にある団体に該当する場合、業務委託に係る契約を解除することができる旨を契約書に記載するものとする。

### (2) 個人情報の取扱いなど

本業務の受託者が業務の実施にあたり個人情報を取扱う場合は、別添「個人情報取扱特記事項」を順守しなければならない。